

(陳受20第14号)

公団住宅家賃値上げ見合わせに係る意見書等提出に関する陳情

受理年月日 平成20年11月27日

陳情者 桜堤1-3
サンヴァリエ桜堤自治会
会長 菊田 仁 ほか1団体

陳情の要旨

独立行政法人都市再生機構は、市場家賃との均衡を図るとして、3年ごとに継続居住者の家賃改定を実施していますが、今回は来年4月に予定されていることから、団地居住者の高家賃への不安はさらに高まっています。独立行政法人都市再生機構法成立時には、衆参両院が一致して付帯決議として「家賃の設定や変更が居住者にとって過大な負担とならないよう配慮」を求めています。さらに、高齢者や子育て世帯等の居住の安定を図るために「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が施行され、都市再生機構の賃貸住宅もセーフティネットを担う公的賃貸住宅として位置づけられました。

今年9月、サンヴァリエ桜堤自治会と武蔵野緑町パークタウン自治会が居住者の生活実態アンケートを実施しました。家賃については、「負担が重い」との回答が両団地とも85%にも上っており、家賃の引き下げを望む世帯の比率が高くなっています。また、桜堤で78%、緑町で64%の世帯が「公団住宅に住み続けたい」と回答していますが、年金暮らしの高齢者や若い子育て世帯には家賃負担が大きく、「このままでは住み続けられない」との悲痛な意見が多く出されています。諸物価の値上がりや医療費等社会保障費の負担が増し、また現在のような経済の混乱した状況下で値上げが実施されると、生活不安がさらに広がることとなります。両団地自治会は、周辺の商店会や他の自治会とも協力して、安心して快適なまちの実現を願って一緒に活動を進めています。子育て世帯からお年寄りまで安心して住み続けられることがあってこそ、こうしたまちづくりにおいて大切なコミュニティ形成が可能です。よって、貴議会において下記事項を意見書及び要望書として関係各機関に提出して下さるよう陳情いたします。

記

- 1 都市再生機構賃貸住宅居住者の生活実態を考慮し、来年4月の家賃改定において家賃値上げを見合わせる事。
- 2 政府と都市再生機構は、高家賃化を改め、高齢者世帯への家賃減免制度を拡充し、子育て世帯が住み続けられるよう支援措置を実施し、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努める事。
- 3 政府と都市再生機構は、都市再生機構法付帯決議、住宅セーフティネット法付帯決議をはじめ、国会において行われた諸決議を誠実に守りその実現に努める事。

